

韓日併合条約、当初から無効なのか

朱益鍾（李承晩学堂理事）

1. 「韓日併合条約が無効なので、日帝下の朝鮮人の国籍は日本ではない」

2024年8月、韓国の金文洙・雇用労働部長官の人事公聴会で始まった日帝下の朝鮮人の国籍問題は、すぐに韓日併合条約の無効問題に発展した。韓日併合条約が無効であれば、朝鮮人の国籍も日本に変わらなかったからだ。2024年9月3日の国会予算決算委員会の総合政策質疑で、共に民主党[野党・訳者]の魏聖坤議員は金文洙長官に対し、韓日併合条約が有効か無効かを問い詰めた。また、10月10日に開かれた雇用労働部に対する国会環境労働委員会の国政監査でも、安浩永委員長が金長官に併合条約が有効か無効かを尋ねた。金長官が、併合条約は後に無効となり、当時は有効であった、と答えると、環境労働委員会の共に民主党議員たちは、証人取り消し手続きを経て金長官を退場させた。

しかし、韓日併合条約が当初から無効であるということは韓国野党だけの見解ではない。尹錫悦政権も同じ見解を持っている。最近の法制処の内部文書を見てみよう。

文書1 韓日併合条約など旧条約が無効だという法制処文書

일제강점기 우리 국민의 국적 관련 검토

일제강점기 우리나라 사람의 국적은 일본국적이면서 조선주민의 지위에 있다는 주장에 대해 검토하여 보고드립니다

□ 대한민국 정부의 입장 * [붙임] 일본강점하 국적관련 답변 참고자료

- 「대한민국과 일본국간의 기본관계에 관한 조약」(1965. 12. 18. 발효, 이하 “기본조약”이라 함) 제2조에 따라 1910년 8월 22일 및 그 이전의 대한 제국과 일본제국간 체결된 모든 조약 및 협약은 무효라는 것이 정부 입장임.
- 이에 따르면 한일합병조약에 의한 일본국적의 당연 취득은 인정할 수 없고, 일제가 우리 국민에게 시행한 조선후적령, 제령(制令)도 모두 무효이므로, 일제강점기에도 우리 국민의 국적은 한국임.

翻訳

日帝強占期わが国民の国政関連検討

日帝強占期、わが国人の国籍は日本国籍でありつつ朝鮮住民の地位にあったという主張

に対して検討し、報告を差し上げる

□ 大韓民国政府の立場・[添付] 日帝強占下の国籍関連答弁参考資料

- 「大韓民国と日本国間の基本関係に関する条約」(1965.12. 18発効、以下「基本条約」とする) 第2条に従えば、1910年8月22日およびそれ以前の大韓帝国と日本帝国間で締結された全ての条約及び協約は無効ということが政府の立場である。
- これに従えば韓日併合条約による日本国籍の取得は当然認められず、日帝が我が国民に施行した朝鮮戸籍令、制令もすべて無効であり、日帝強占期にも我が国民の国籍は韓国である。資料：法制処内部資料(2024年10月18日)

上記文書によると、1965年の韓日基本条約で1910年以前に韓日間で締結されたすべての条約が無効と明記されたため、併合に伴う朝鮮人の日本国籍取得は認められないという。

尹錫悦政権だけがそうであるのではない。この見解の元祖は、60年近く前に韓日協定を締結した朴正熙政権だ。朴正熙政権が協定締結からわずか2週間後に発刊した『大韓民国と日本国間の条約および協定解説』でも、「無効」(null and void) という用語は国際法上の慣用語として無効を最も強く示す語句であるため、併合条約は本来効力が発生しない、遡及して無効であったとしている(太田修、36頁)。

このように、韓国政府の公式的な立場は一貫して「韓日間の旧条約は当初から無効」だ。現政府の国務総理、外交部長官、法制処長など主要関係者もすべて国会でそう答弁している。金文洙長官だけが困惑する、独りぼっちの立場にある。

ところで、基本条約第2条には「千九百十年八月二十二日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効であることが確認される」と記されている。この条文に従えば、1965年の基本条約締結時点で韓日間の旧条約が無効であることは明らかだが、旧条約が無効となった時点がいつであるかは全く分からない。

これに関して、韓日会談を研究した李元徳は、「もはや無効」が含まれた最終案は韓国側の李東元外交部長官が提案したものであり、「両政府の主張を絶妙に妥協させたもので、どちらの側にも有利に解釈できる余地を最大限残した、耳にかかれれば耳輪、鼻にかければ鼻輪[玉虫色という意味の韓国のことわざ・訳者]の表現」と説明した(李元徳、267頁)。韓国は「当初から無効」、日本は「締結当時は有効」という主張が可能な条文だということだ。

しかし、このように双方が異なる解釈を持つことは、いまや可能ではない。2010年代に入って韓国裁判所が日本政府と日本企業に対し、慰安婦や労務者の動員が不法的行為であると見て、賠償判決を相次いで下し、そのために韓日間に大きな外交問題が発生したからだ。判決の根拠は日本の植民地支配が違法であったということだ。韓国側の当初から無効という主張は、日本を刺す槍となった。

韓国が基本条約の「もはや無効」という条文を、「当初から無効」と任意に解釈しても差し障りがない時代は過去のものとなった。韓国の旧条約当初から無効という主張により、事実上、韓日協定の解釈紛争が発生している。条約の規定上では、韓日間でこの問題に関して外交交渉を再び行わなければならない状況だ。これと関連し、この解釈紛争が果たして妥当な理由を持つのか、韓国の旧条約当初から無効という主張が妥当なものであるかということから、深く検討する必要がある。

この問題を究明する一つの方法は、韓日会談の交渉過程において韓日間でどのような

議論が交わされ、その結果、該当条文がどのような意味で作成されたかを追跡することである。この作業は、在日韓国人研究者であり、韓日会談の研究を通じて韓国外国語大学で政治学博士号を取得し、国民大学で研究員として勤務した張博珍が行っている。彼は、2005年に公開された韓日会談外交文書を詳細に分析し、2009年『植民地関係清算はなぜなされなかったのか』、2014年『未完の清算』、2017年『虚構の光復』という分厚い単行本（韓国語）を3冊も出版した。彼は3冊目の本『虚構の光復』で、「もはや無効」条文の意味が何であるか、それは韓日併合条約の有効と当初から無効のうちのどちらを意味するのかをしっかりと解明した。

2. 旧条約無効論は、本来韓国内の国民感情収拾用

旧条約無効問題を究明する手がかりは、サンフランシスコ平和条約にある。平和条約が韓日会談の基本枠組みを規定したためであり、この平和条約の条文に旧条約無効問題に関連する事項も含まれていた。

この条約第2条(a)項で、「日本国は、朝鮮（朝鮮半島を意味する・筆者）の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」と規定されている。この条文には、解放前の日本と韓国の関係、植民地としての韓国の国際法上の地位に対する、世界列強の判断が含まれている。

まず、この条文は日本が韓国に対してある権利を持っていて、韓国の独立を承認する地位、立場にあったと規定した。もし日本の韓国支配が違法かつ不当であったなら、韓国の独立は当然、原状回復であるべきだ。日本は韓国に対して何の権利もなく、また韓国の独立を承認する立場にもない。しかし、サンフランシスコ条約にはそのように規定されていない。日本は韓国に対して合法的な支配権を有していたが、いま条約締結に際してこれを放棄し、韓国の独立を承認したとされている。日本の韓国支配は合法であり、米国などの世界列強はこれを承認したのだ。

このような内容のサンフランシスコ平和条約の条文は、その後の韓国と日本の間の国交正常化交渉の基本的な枠組みを規定した。韓国は植民地被支配国としての被害賠償を要求することはできなかった。

それにもかかわらず、韓国は韓日会談で旧条約無効論を提起した。それはどのような理由からだったのか。

まず、韓国政府がなんらかの大きな比重を置いて日本政府に旧条約無効論を提起したのではなかった。この点は、韓国側が構想した議題議論の順序から明らかになった。1951年2月15日から4月21日まで開かれた第1回韓日会談で韓国側が提案した議題議論の順序は、(1)両国間の財産および請求権の解決、(2)漁業協定の締結、(3)海底電線の分割交渉の決定、(4)通商航海条約の締結、(5)外交関係を含む韓日間の基本関係の樹立、だった（張博珍、2008、7頁）。韓国側は韓日間の基本関係の確立を一番最後に置いた。これは韓国政府が韓日併合条約の無効如何について特に関心がなく、金銭補償に最も大きな関心を置いていたことを物語っている。

1952年3月5日に開催された第1次韓日会談の基本関係委員会第4次会議で、韓国は旧条約無効条項を含む基本関係条約案を提出した。その条文は「大韓民国と日本国は、

1910年8月22日以前に旧大韓帝国と日本帝国間で締結されたすべての条約および協定が無効であることを確認する」とされていた。しかし、この草案には、なぜ条約が当初から無効であるのかを示す語句が入っておらず、合わせて無効となる時点も明示されていなかった（張博珍、2008、10頁）。やはり韓国はこの問題に大きな比重を置いたのではなかった。

韓国側の会議代表であった兪鎮午は、3月12日と28日に開催された基本関係委員会の会議で、それぞれ次のように発言した。

「1910年以前の条約は、国民として当時に遡及して無効であるという強い信念と国民感情がありますが、それをここで私が強く主張してしまうと、この会議が結末を見ることができない。日本側の立場もあるが、当時に遡及して無効にするにはさまざまな複雑な問題が発生する。そのような点を避ければ、この規定によって韓国の国民感情を收拾することができるし、日本側でも失うものが何もないため、刺激することはないだろう。」

「（併合条約などが）最初から無効だと主張すれば、条約が成立しないと考えられる点や、たとえば『いつから』などということも一切蓋をして、とにかく無効だと表現したものだ。この表現であれば、日本側は日本として一端説明でき、韓国側は異なる内容になるかもしれないが説明できる。」

兪鎮午は、旧条約無効条文が韓国の国民感情を収めるためのものであり、すぐに条約の当初から無効を意味するものではなく、実際に当初から無効として処理すれば、さまざまな複雑な問題が生まれるので、ただ無効とだけ表記し、韓国と日本が別々の解釈をすればよいと説明した。彼は、韓国側が旧条約の当初から無効を主張しているのではないとまで述べた。彼は、旧条約無効条文は単に韓国の国民感情を治癒するためのものだ、と言った。

当時、外務部政務局長として交渉に関与した金東祚も後日、回顧録で「実利のためではなく、まさに国民的自尊心を凝縮していたためだった」と説明した。旧条約無効規定は、民族内部の自尊心の問題として提起されたものだ。

これに対して、3月28日、日本代表の平賀健太は、いつから無効であるかを明記しなければならぬので、「もはや」という語句を付け加えようと提案した。彼は「無効という語句を使用しようとするなら、いつから無効なのかを確実にしなければならぬため、「もはや」という語句を加えたい。英語の「now」程度の感覚だ」と言った。後日に最終合意された条文は、日本側によって初期の会談で提案されたものだ（太田修、41～43頁；張博珍、2017年、532～533頁）。

しかし、第1次会談では請求権問題を巡る対立のため、旧条約無効に関する交渉は中断され、その後も会談が再開と中断を繰り返し、この交渉はまったくなされなかった。特に「日本の植民地統治が韓国に恩恵を与えた」という久保田発言のために第3次韓日会談が決裂したので、韓国政府はその後、旧条約の無効を積極的に主張すべきだった。しかし、1958年に開かれた第4次韓日会談で基本関係委員会の設置が合意されただけで、それが実際に設置され稼働することもなかった。民主党政権下の韓国政府も、第5次韓日会談で基本関係委員会の代表団を構成せず、韓国側会談代表団に基本関係に関する訓令を下

したこともなかった(張博珍、2008年、16～17頁)。1960年に民主党に政権が交代しても、韓国政府は旧条約の無効化に依然として関心を持たなかった。

このように、韓国政府は1952年の韓日会談開始時に韓日併合条約無効の主張を提起したが、これは不法な植民地支配に伴う被害賠償のような実質的措置を念頭に置いて条約の当初からの無効を主張したものではなかった。条約無効条項は「国民感情を収拾」しようとして提案されたものであり、それさえも韓国政府はその交渉順位も議題の中で一番最後に置いた。そして1960年代初頭まで、それに関する実際の交渉もなされなかった。

3. 妥結された「もはや無効」の条文は当初から無効を否定

韓日会談で基本関係の問題が再び取り上げられたのは、1962年11月の金・大平合意によって請求権問題解決の糸口がつかまれた後のことだった。両国は最も重要な請求権問題の解決の見通しが立ったことで、いまやそれほど重要でない基本関係問題も取り上げて、協定を妥結させようとした。基本関係委員会が開催されたのは1964年5月だったが、韓国内の激しい韓日会談反対運動のため、まともに交渉が進まず、結局1964年12月に始まった第7次会談で、ようやく基本関係の交渉が行われた。

1964年12月から行われた基本関係交渉で、韓国側は旧条約無効規定を入れようと主張したが、それは旧条約の当初から無効を積極的に主張したものではなかった。日本側が併合条約について「現在効力がないもので、不法に締結されたものではない」と主張すると、韓国側は「無効 (null and void)」という表現で、日本側の解釈を可能だという発言までした(張博珍、2008年、27頁)。韓国側は日本側の条約有効論を否定しなかった。

会談の妥結を前にした1965年2月17～20日、日本外相の椎名が訪韓した。その際、日本側は「旧条約がもはや無効 (... are already null and void)」という新しい案を提示した。これは1952年の交渉で日本側代表が提示したものと同じだった。「もはや (already)」との追加は、旧条約は当初から無効との解釈を事実上困難にする。「旧条約は無効だ」という条文には、その条約が当初から無効であったというニュアンスが強い一方、「旧条約はもはや無効だ」という条文には、旧条約が当初は有効だったが、その後いつかに無効になったという意味がより強くなる。

韓国政府が当初の自身の案を捨てて日本側の案を受け入れたのは、反対給付のためだった。反対給付とは、基本条約第3条が韓国政府の合法性をより強調する方向で修正されたことを指す。この条項は、「大韓民国政府は、国際連合総会決議第百九十五号(III)に明らかに示されているとおりの朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが確認される」だ(英語原文は“*It is confirmed that the Government of the Republic of Korea is the only lawful government as specified in the resolution 195 (III) of the United Nations General Assembly Resolution.*”)。

日本側は2月10日に「一つの合法政府 (a lawful Government)」という案を出し、15日には「唯一のそのような合法政府 (the only such lawful Government)」という表現を使った最終案を出した。このようにすれば、「唯一の合法政府」に但し書きを付け、それを限定する形となる。

韓国は基本条約第2条で日本に譲歩し、その代わりに第3条で日本から譲歩を得る選

択をした。韓国は第3条で「そのような」という単語を削除し、韓国の唯一合法性を強化する利益を得たが、第2条に「もはや」という単語を入れることで、旧条約の当初からの無効を主張することが困難になった(張博珍、2008年、31～32頁;2017年、616～621頁)。

このように、韓日会談の14年間、韓国政府は旧条約の当初からの無効を貫徹しようとしたことはなかった。これは、日本の韓国支配を合法と認めたサンフランシスコ平和条約と軌を一にするものだった。そんな韓国政府が、一方的に日本の不法な植民地支配を宣言し、不法な植民地統治の下で行われたとして韓国最高裁が強制動員賠償判決を下したのは、会談時の立場を180度覆したものであり、韓日基本条約に違反するものである。このようなちゃぶ台返しは、どのようにして起こったのか。

4. 「旧条約当初から無効」へのちゃぶ台返し

このちゃぶ台返しの前半部は韓国政府の役割だった。前述のように、協定締結直後に韓国政府が発刊した『大韓民国と日本国間の条約および協定解説』には、「旧条約の当初から無効」を主張する内容が含まれていたが、これは国民感情を宥めるための国内向けリップサービスだった。

しかし、これが火種となった。その後、時間が経つにつれ、韓国では韓日会談交渉の過程が忘れられ、反日民族主義が台頭するにつれて、韓国政府は対外的にも「旧条約の当初から無効」を主張し始めた。1980年代、全斗煥政権は、大韓帝国が締結した多国間条約の有効性に関するドイツ政府の質問に対する答弁で、「韓日併合条約は当初から無効」の根拠を新たに備えた。

大韓帝国が締結した多国間条約は全部で6つだったが、そのうち3つについては、万国郵便連合など関連する国際機関や条約受託国が、大韓民国政府に対して加盟効力を確認してくれた(李根寛、167～168頁)。残りの3つの条約については、1981年6月、ドイツ政府が在韓ドイツ大使館口述書を通じて、大韓帝国が締結した3つの条約が大韓民国に対して引き続き効力があるのかどうかを外務部に問い合わせた。この3つの条約とは、病院船に関する条約、陸戦の法および慣習に関する条約、1864年8月22日付のジュネーブ条約の基本原則を海戦に適用するための条約である。

この3つの条約については、海外で発刊された条約集や条約リストに大韓民国が締約国として記載されており、そのうち前2つについては、条約の受託国であるオランダ政府が1986年2月に条約内容の変更を韓国政府に通知している。いずれにせよ、韓国政府はドイツ政府の質問に答える必要があった。

1986年、外務部は法制処に「大韓帝国が締結した多国間条約が大韓民国に引き続き効力があるかどうか」を問い合わせ、法制処は4月にこれを肯定する回答を送った。法制処は回答の中で、1910年の韓日併合条約およびその前の1905年の乙巳保護条約など韓日間の諸条約は、国家自体や条約締結代表に対する強迫の結果として締結されたものであるので当然に無効であり、1965年に締結された韓日基本条約もこの旧条約の当初から無効を規定していると明らかにした(李根寛、167～170頁)。

法制処の回答は、1986年7月の国務会議で「大韓帝国が締結した多国間条約の効力確認」という案件で審議され、8月8日付の官報に掲載された。韓国政府自らが韓日間の旧条約

がなぜ当初から無効であるかを、初めてはっきりと明らかにしたのだ。

1990年代以降、韓国の民間でも「旧条約の当初から無効」論が広まり始めた。ソウル大学の韓国史教授である李泰鎮は、1995年に乙巳条約と併合条約を扱った編著『日本の大韓帝国強占』を出版した後、1998～2000年に日本の雑誌『世界』で日本の学者との論争を行い、その後、国内外の国際法学者・弁護士たちとの何回かの共同研究などを通じて、旧条約の当初から無効および韓日併合の不成立主張を広く拡散した。

李泰鎮と国際法学者たちは、1904年の韓日議定書以降、1910年の韓日併合条約に至る一連の韓日間の条約が、第一に条約締結代表への強迫と、第二に条約の締結形式および手続き上の瑕疵のために、当初から無効であると主張した。このうち、条約締結代表への強迫とは、ソウルに配置された日本軍の数を増やし、王宮各所にも新たに日本軍を配置して嚴重な警備の雰囲気醸成した後、日本の特使である伊藤博文や寺内総監が皇帝に面会し、または大臣たちを招集して、条約締結を拒否すればさらに困難な事態に直面することになると脅迫し、圧力をかけたことを指す（李泰鎮、2003年、32～45頁）。

第二の条約の締結形式および条約手続き上の瑕疵とは、1905年の乙巳条約が正式な条約 (treaty) ではなく、略式条約である協約 (agreement) の形式で準備され、韓国代表が国家元首の全権委任状なしに交渉したこと、韓日併合条約と関連する詔勅 (批准書のこと) に皇帝の署名が欠落していたこと (皇帝が条約に同意していなかったこと) などを指す (朴培根、95～96頁)。

さらに、他国の事例を挙げ、強制的に行われた併合は無効であると主張する研究も出てきた (李淳天)。外交官出身の李淳天は、占領にともなう併合および後日の独立、連邦国家の分裂などで条約の国家承継問題を扱った研究で、1940年のソ連の三国の併合と1938年のドイツによるオーストリア併合は無効であり、それらの国々は独立を回復した後、過去の外交関係を再開したと主張した。

次の表で見ると、バルト三国は1940年にソ連によって武力占領され併合され、51年後の1991年に共産圏の崩壊によって独立したが、このバルト三国は新たに生まれた国ではなく、過去の独立を回復したものだ。また、オーストリアは1938年にドイツによって強制併合された後、7年後のナチス・ドイツの敗北によって独立したが、やはりすでに立てられていた国が再び樹立されたものとみなされた。ソ連によるバルト三国併合とドイツによるオーストリア併合は、強制的に行われたものであるため無効だったのだ。

<表> 併合と独立の他国事例

	国家変動	国際社会の反応
バルト三国	1940 ソ連に併合	米国不承認、西側諸国法的未承認
	1991 独立	独立回復承認＝外交関係再開
オーストリア	1938 ドイツに併合	当初は国際的承認だったが、1943年に米英ソが併合無効宣言
	1945 解放	1955 再樹立承認

出典: 李淳天, 204～211頁、242頁。

李泰鎮と李淳天などは、それぞれ具体的な根拠を挙げて韓国政府の旧条約無効の主張を裏付けた。このようにして、2010年頃には韓日併合条約の当初から無効および日本の植民地支配不法の主張が、韓国内で支配的な主張として定着した。

そうなると、司法府もそれを根拠とした過去の歴史事案の判決を下し始めた。韓国最高裁判所が判決の根拠に据えたのは、「日本政府の韓半島に対する不法な植民地支配および侵略戦争の遂行に直結される日本企業の反人道的な不法行為を前提とした強制動員被害者の日本企業に対する慰謝料請求権」だった（2018年10月30日最高裁判決）。

元慰安婦たちが日本政府を相手取って提起した損害賠償請求訴訟でも、2021年1月に韓国の裁判所は賠償判決を下したが、やはり裁判所が判決の根拠としたのは、「侵略戦争を行っていた日本帝国が当時不法に占領していた韓半島の大韓民国国民を強制的に拉致、または誘引、欺罔して慰安婦生活を強要した不法行為」だった（2021年1月18日ソウル中央地方法院判決）。

それぞれ日本企業と日本政府を対象とした戦時労務動員被害賠償判決および慰安婦被害賠償判決は、2010年代末と2020年代初、韓日関係を破綻の危機に追い込んだ。韓日旧条約の当初から無効論は、これらの判決の根拠の役割を果たすことで反日種族主義の中核として位置づけられた。それは国民の自尊心を充足させるどころか、重要な友邦との外交関係を破綻の危機に追いやった。70年前に生まれ、長い潜伏期間を経て、最近20年余りで急速に成長し、ついには韓国社会を支配するに至ったこの主張には、果たして妥当な根拠があるのか？

5. 国際社会が条約の強制性を認めなければならない

先に見た李淳天は、強制的に行われたソ連のバルト三国併合やナチスドイツのオーストリア併合が無効と見なされたように、日本の大韓帝国併合もその強制性のために無効であると主張した。しかし、彼はソ連、ナチスドイツと日本の間に決定的な違いがあることを見落としていた。

その違いとは、各々の併合において強制性を国際社会が認めたかどうかだ。前掲の表で見たように、ソ連とナチスドイツの併合は、当時の国際社会で承認されず、それゆえに後の共産圏崩壊およびナチスドイツの敗戦後に無効とされた。併合から51年後にバルト三国が独立を宣言すると、米国および西ヨーロッパ諸国はその独立の回復を承認した。

反面、日本の韓国併合は国際的に承認され、太平洋戦争が勃発するまでは世界のどの国も日本の韓国支配に異議を唱えなかった。

米国などの列強は韓日併合条約を承認した。日本は事前に韓国併合計画を米国、ロシア、英国などの関係国に通告し、どの国家もこれに反対しなかった。併合後、米国、ロシア、英国、フランスなど大韓帝国とのすべての条約締結国は、該当条約が廃棄または消滅したとの立場を取った。それらの国々は、韓日併合により大韓帝国がなくなったと見たのだ。

1949年4月、米国政府は韓国政府に対し、1882年に締結された朝米条約がすでに廃棄されたことを明確にした。米軍撤退が可視化されるや、4月14日、李承晩大統領は米国側に1882年朝米条約に含まれる「友好条項に含まれる保障」[第1条にある「もし他国が不

公軽侮(不当な軽蔑)することがあれば、一次告知を経た後に必須相助し、よく措置することでその友誼を示す」という条項・訳者]を公開的に再確認して欲しいと要請した。これに対して4月15日、アチソン国務長官は、「1882年条約の規定は韓国が1904年から1910年にかけて日本と締結した一連の条約により適用外の状態に陥ったため、すでに効力を失っている」と回答した(李淳天、245頁；李根寛、167頁)。

また、日本に韓国の独立を要求した国もなかった。1919年のパリ講和会議と1921年のワシントン会議で、金奎植や李承晩が参加国の代表者たちに韓国の独立を訴えたが、どの国もこれに同意しなかった。太平洋戦争の勃発前まで、米国は日本に韓国の独立を要求しなかった。米国が戦争回避のための最終通告として、1941年11月に日本に対して満州を含む中国からの全面撤退を要求したが(ハルノート、1941年11月26日)、朝鮮半島からの撤退はその要求条件になかった。日本の真珠湾奇襲攻撃によって太平洋戦争が始まった後になってはじめて、米国は日本から韓国を分離させ、独立させることを決定した(張博珍、2017年、160頁)。

開港期に朝鮮が米国、英国、フランス、ドイツ、ロシアなどと修好条約を結んだが、大韓民国はこれらの国々と新たに国交を結んだ。米国政府は1949年1月1日に大韓民国政府に対して正式承認を付与し、この承認をもって一つの新しい共和国(a new republic)として、自由国家社会の一員として歓迎した(羅仁均、139頁)。

このように李淳天は韓日併合無効論を立証しようとしたが、むしろ韓日併合無効論が成立し得ないことを示した。さらに、ソウル大学法学部の教授である李根寛は、李淳天に同調して韓日併合無効を主張しながらも、韓日併合無効論が国際的に通用しない主張であることを認めた。彼は、国内的には併合無効を積極的に主張しつつも、対外的には慎重な接近が必要であると勧告した(李根寛、171頁)。この程度であれば一抹の分別力があると言えるかもしれないが、学者がする話ではあるまい。

また、強制的に締結された条約、手続き上の瑕疵がある条約だからといって無効ではない。韓日併合が無効であるかどうかは、その事件が発生した当時に有効だった法律を適用する時際法の原則に基づいて判断されるべきだ。帝国主義時代には、一つの国が他国を併合したり植民地として支配することは完全に合法的であった。戦争開始権は国家主権の一部だった。戦争は合法的であり、武力による領土変更は国際連盟成立後の1931年の満州事変の段階で、初めて不法視された。

帝国主義時代に侵略戦争で勝利した国が降伏した国を併合する条約、またはその統治権を持つ条約を締結することは合法的であった。インドがまさにこれに該当する。インドに進出した東インド会社は、ムガル帝国や多くの土侯国を武力で征服し、条約を通じてその統治権を得た。東インド会社の統治に反抗したインド人傭兵たちの1857年のセポイ抗争後、英国は東インド会社からインド統治権を譲り受け、1877年には英国領インド帝国を宣布し、英国のビクトリア女王がインド帝国の皇帝を兼任することになった(李碩祐、261～271頁)。

英国は1877年の英国領インド帝国の宣言時に、インド人の同意を求めもしなかった。けれども、英国のインド支配は当時違法と見なされず、現在でもそれを不法で無効だとしていない。エジプトは英国の一方的な宣言によって保護領となった。これと比較すると、大韓帝国は武力示威と脅威によって条約を結び、植民地化された。帝国主義時代に

は、戦争による征服や武力行使が違法ではなかったため、直接的な武力行使が行われていない脅威と脅迫、強要が不法であったとすることはできない。1910年の韓日併合は国際法違反ではなかった(李碩祐、271～272頁；羅仁均、135～136頁)。

6. 併合条約無効論が生む幻覚と妄想

併合条約の当初から無効論を受け入れると、韓国の国家史の説明が支離滅裂になる。併合が当初から無効であるならば、大韓帝国は日本に併合されておらず、したがって消滅していないことになる。併合無効論は、大韓帝国存続論を生むものだ。1986年、韓国政府(法制処)はこのように説明した。

韓日併合が無効であり、国家としての地位を喪失したのではなく、法的に継続して存続してきたもので、ただし、その行為能力、すなわち領土と人民に対する実効的な統治権のみが日本によって不法的に代理行使されたということ。その後、米軍政を経て1948年8月15日の大韓民国政府の樹立で、それまで代理行使されていた大韓帝国の行為能力、すなわち統治権が回復され、国体、政体、または国号の変更だけでは国家の同一性と継続性はいかなる影響も受けないところ(中略)大韓民国政府の樹立は、大韓帝国の消滅を前提とした国家の変更ではなく、同一の国際法主体である国家内での国体・政体および国号の変更に該当するものであり、国家の同一性は継続して維持されたということ。

出典：韓国法制処ホームページ

https://www.moleg.go.kr/mpbleg/mpblegInfo.mo?mid=a10402020000&nPage=1&mpb_leg_pst_seq=128631 2024年10月21日検索

一旦、1910年8月以降も大韓帝国が存続していたとすると、すぐに奇怪な論理が続かざるをえない。1910年から1945年まで、法的には依然として韓国(Korea)という国際法主体が領土領有権を保有し、韓国の国際法上の権利能力は継続されたことになる。韓国は統治権を行使できなかっただけで、1948年の大韓民国政府の樹立により、米国から統治権を譲り受けたことになる(李根寛、169～170頁)。

このような論理では、朝鮮も大韓帝国、大韓民国と同様に、各時代の韓国(Korea)であるだけだ。高麗も、統一新羅も、その前の三国時代もすべて韓国(Korea)になる。それだけでなく、北韓(朝鮮民主主義人民共和国)もまた一つの韓国(Korea)、いや韓国(Korea)の一部となる。このすべての国を同一の韓国国家(Korea)と見るのは話にならない上に、大韓民国と北韓を一つの国家である韓国(Korea)に属すると見るのは、さらに説得力に欠ける。大韓民国と北韓は、それぞれの国土領有権と統治権を行使しているが、そうでありつつもそれぞれが国家ではなく、すべて一つの国家である韓国(Korea)に属することになってしまうからだ。

この大韓帝国は日本の敗戦を経て米軍政時代まで存続していたとしなければならないが、1919年に樹立された大韓民国臨時政府と大韓帝国の関係は何か。大韓帝国がしっかり存続しているのに登場した大韓民国臨時政府は、それに反逆する政治体ではないのか。

大韓民国臨時政府は大韓帝国から、朝鮮半島とその住民を奪おうとしたのか。

また、この大韓帝国という政体が、1948年に大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国に突然変わったのは、どのように説明するのか。米国が38度線以南の朝鮮半島に対する統治権を大韓民国政府に引き渡したが、その時まで残っていた大韓帝国という政体は、大韓民国政府の樹立とともになくなったのか。朝鮮が高麗を滅亡させることで朝鮮が高麗を代替したのだが、大韓民国は1948年に大韓帝国を滅亡させたのか。

このように、併合にもかかわらず大韓帝国が存続していたと主張すると、韓国の国家史を事実立脚し、論理整合させて説明することが不可能になる。

ある強盗が金銭を奪うために他人を殺した場合を考えてみよう。強盗殺人は不法行動だが、それを不法行動と規定したからといって、死亡した被害者が生き返りはしない。大韓帝国も併合されて消滅したのであって、併合で一部の権利能力だけを喪失しただけで存続したのではない。併合条約無効論が大韓帝国存続論につながるのは、まるで最初のボタンを間違えて留めたせいで、その下のボタンもすべて間違えて留められるのと同じだ。国が滅びたのに、消滅していないということは妄想であり、幻覚であるだけだ。

7. 韓日併合無効論の無責任さ

韓日併合無効および植民地支配の違法性論は、一見、韓国人たちが日本の責任を追及する上で痛快に感じるかもしれないが、それによって手に負えない問題が生じるという点で、無責任極まる主張だ。

韓日併合が元々無効であるとするれば、実際に植民地の韓国をまさに天地開闢のように変えた日本の統治はどうなるのか。日本が行ったすべての措置が不法であるので、なかったものと見なさなければならぬのか。李泰鎮などの論法によれば、植民地時代に行われた数多くの措置がすべて無効だ。

この文章の冒頭で紹介したように、韓国政府は日帝が実施した朝鮮戸籍令が無効だとする。けれども、朝鮮戸籍令が無効であるなら、それに立脚して出生と結婚、分家、死亡を記録した朝鮮人の戸籍もすべて無効となる。日帝下の朝鮮人を継ぐ後代の韓国人の出生と結婚、死亡の記録も無効であらざるをえない。無効な記録は廃棄されるか、少なくとも使用してはならないはずだ。そうなると、自分が誰で、いつ生まれ、いつ誰と結婚し、誰を産んだのかを立証することができない。この事態を受け入れられるのか。

また、日本の統治が不法であったので、その被害に対する賠償要求は必然的な手続きとなる。韓国政府が過去に日本の不法行為によって被害を受けたと主張しながら、その賠償を日本に要求しないのは職務放棄だ。韓国政府がまず外交交渉を行うべきだが、日本がそれに応じるはずもない。その場合、韓日協定を破棄するしかなくなる。韓国と日本は国交断絶状態になる。それだけでも韓日間の貿易や人的往来などの交流が大幅に縮小される。それに加えて、国民感情が悪化した状態で、賠償に応じない日本に対して韓国が報復措置を取り、日本がさらに報復するという悪循環が続く。

事態がこのような状況に陥るとすれば、韓国の外交部と法制処の責任が最も大きいだろう。韓国のこれらの政府部処は、愚かにもかなり前から韓日併合は当初から無効だとする論を、先頭に立って主張してきた。「韓日併合当初から無効」論は本来、国内向けの言

及にすぎなかったが、外交部と法制処が先頭に立ってそれを政府の対外的な公式立場にし、反日主義の歴史学者と国際法学者たちがそれを対日攻撃の武器に変えた。そして、韓国の司法府はその武器で日本を攻撃した。

韓日会談の主管部処としての外交部は、「旧条約はもはや無効」という条文の意味を正確に把握し、それが誤読・誤解されないようにすべきだった。けれども、外交部はこの問題を放置し、現在ではオウムのように「併合条約当初から無効」論を繰り返している。重大な外交問題において、その行動の結果について何の考えも悩みもない韓国外交部をどうすべきか。

参考文献（すべて韓国語の文献）

- ・ 羅仁均 (1999) 「大韓民国と大韓帝国は法的に同一か」『国際法学会論叢』44 (1)
- ・ 朴培根 (2009) 「時際法的観点から見た韓国併合関連『条約』の効力」『国際法学会論叢』54 (2)
- ・ 白忠鉉 (2003) 「日本の韓国併合に対する国際法的考察」『韓国併合の不法性研究』所収
- ・ 張博珍 (2008) 「韓日会談での基本関係条約形成過程の分析」『国際地域研究』17 (2)
- ・ 張博珍 (2017) 『虚構の光復』景仁文化社
- ・ 太田 修 (2012) 「植民地主義の『共犯』」『アジア研究』55 (4)
- ・ 海野福寿 (2001) 「李教授『韓国併合不成立論』を批判する」『韓国併合、不成立だった』に収録。
- ・ 海野福寿 (2008) 『韓国併合史研究』論衡
- ・ 李根寛 (2020) 「国際法上の韓国の同一性および継続性に関する考察」『ソウル大学法学』61 (2)
- ・ 李碩祐 (2024) 「現代国際法の近代宗主権および主権問題に対する理解」『アジア研究』67 (1)
- ・ 李淳天 (2012) 『条約の国家承継』ヨルリンチュェクドウル
- ・ 李元徳 (1996) 『韓日過去史処理の原点』ソウル大学出版部
- ・ 李泰鎮編 (2001) 『韓国併合、不成立だった』太学社
- ・ 李泰鎮外 (2003) 『韓国併合の違法性研究』ソウル大学出版部